平成20年第4回美郷町議会定例会

議事日程(第2号)

平成20年6月5日(木曜日)午前10時開議

議案上程(説明)

第	1	報告第	2 号	専決処分事項の報告について
---	---	-----	-----	---------------

- 第 2 報告第 3号 専決処分事項の報告について
- 第 3 報告第 4号 繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第 4 報告第 5号 繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第 5 報告第 6号 継続費繰越計算書の報告について
- 第 6 承認第 1号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 第 7 承認第 2号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 第 8 承認第 3号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 第 9 承認第 4号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 第10 承認第 5号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 第11 議案第45号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第12 議案第46号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第13 議案第47号 秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更について
- 第14 議案第48号 美郷町ふるさと美郷応援寄付条例の制定について
- 第15 議案第49号 美郷町もとだて児童館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第16 議案第50号 美郷町健康づくり推進協議会設置条例の一部改正について
- 第17 議案第51号 美郷町国民健康保険条例の一部改正について
- 第18 議案第52号 美郷町国民健康保険税条例の一部改正について
- 第19 議案第53号 美郷町千畑複合温泉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第20 議案第54号 美郷町農業委員会の選任による委員の議会推薦委員に関する定数条例の一部 改正について
- 第21 議案第55号 平成20年度美郷町一般会計補正予算第2号
- 第22 議案第56号 平成20年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第1号

- 第23 議案第57号 平成20年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第1号
- 第24 議案第58号 平成20年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(21名)

1番 鈴 木 君 2番 福 田 守 君 3番 杉 澤 隆一 君 4番 熊 谷 隆 君 中 村 利 昭 君 5番 鈴 木 良 勝 君 6番 7番 中 村 美智男 君 9番 武 藤 威 君 戸 藤一 君 雄 君 10番 沢 11番 森 淑 元 12番 齊 藤 新一郎 君 熊 谷 良夫 君 13番 俊二 14番 澁 谷 君 15番 泉 繁 夫 君 野 16番 久 君 17番 深 沢 義 __ 君 吉 18番 髙 橋 正 治 君 19番 戸 澤 勉 君 飛 澤 龍右工門 20番 君 髙 橋 猛 君 21番 22番 伊 藤福章 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

松 田知己 君 町 長 副 長 佐々木 敬 治 君 収 入 役 坂 昇 一 君 本 総 務 課 長 深澤 廣 君 企画財政課長 原 正彦 君 税 務 長 原 茂 夫 小 課 藤 君 住民生活課長 髙 橋 潔 君 総合サービス課長 草 薙 正 子 君 福祉保健課長 辻 志 君 農 政 課 長 照 井 智 則 君 商工観光交流課長 林 宏 和 君 建 設 課 長 鈴 君 小 木 隆 出 納 室 長 深 澤 章 君 農業委員会会長 蒔 野 賢之輔 君 農業委員会 小野寺 光廣 君 教育委員長 佐藤 孝 君 務 局 長 教 育 長 後 松 順之助 君 学 務 課 長 高 橋 薫 君 社会教育課長 泉 谷 隆 雄 君 幼児教育課長 澁 谷 陽 嗣君 代表監查委員 久 米 力 君

職務のため出席した者の職氏名

 事務局長深澤克太郎
 庶務班長 兼議事班長 鈴木邦子

 主 査武田浩之

◎開議の宣告

○議長(伊藤福章君) 定刻並びに出席議員が定足数に達していますので、会議を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に差し上げております日程表により行います。

(午前10時00分)

◎報告第2号の上程、説明

○議長(伊藤福章君) 日程第1、報告第2号 専決処分事項の報告についてを上程いたします。 報告を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

- ○議長(伊藤福章君) 報告の内容の説明を求めます。総務課長。
- 〇総務課長(深澤 廣君) ご説明いたします。

事故の概要でございますが、平成20年2月23日、旧千畑町一丈木地区にあります郷土資料館前の 県道を走行中の車に、敷地内の立ち木から雪の塊が落ち、車に損害を与えてしまったというもの でございます。

相手方は、	
7H - 71 / 4 .	_

3月27日に3番に記載の内容で示談が成立してございます。全額保険金で対応できております。 以上です。

○議長(伊藤福章君) これで、報告第2号の説明が終わりました。

◎報告第3号の上程、説明

○議長(伊藤福章君) 日程第2、報告第3号 専決処分事項の報告についてを上程いたします。 報告を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

- ○議長(伊藤福章君) 報告の内容の説明を求めます。総務課長。
- ○総務課長(深澤 廣君) ご説明いたします。

事故の概要でございますが、平成20年3月23日、町営熊野住宅において外壁に設置している消火器がボックスの劣化により倒れまして、駐車場に駐車していた車にぶつかり損害を与えてしまったというものでございます。

相手方は、	
作力がない	0

4月10日に3番に記載の内容で示談が成立してございます。全額保険金で対応できております。 以上です。

○議長(伊藤福章君) これで、報告第3号の説明が終わりました。

◎報告第4号の上程、説明

○議長(伊藤福章君) 日程第3、報告第4号 繰越明許費繰越計算書の報告についてを上程いたします。

報告を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

- ○議長(伊藤福章君) 報告の内容の説明を求めます。企画財政課長。
- **〇企画財政課長(小原正彦君)** 報告第4号についてご説明いたします。

3月31日付で専決処分をしました一般会計補正予算第15号の繰越明許費について、繰越計算書を 調整したので報告するものでございます。

6ページの繰越計算書をごらんになっていただきたいと思います。

6款1項農業費のほ場整備事業支援事業費について、1,494万円を翌年度に繰り越したものであります。これは、本堂城回地区ほ場整備事業について、事業主体である秋田県が本事業を繰り越したことによるものでございます。

同じく8款5項下水道費の合併浄化槽導入促進事業費について、2,612万4,000円を翌年度に繰り越したものであります。これは、浄化槽設置希望者が計画より少なかったことによるものでございます。以上です。

○議長(伊藤福章君) これで、報告第4号の説明が終わりました。

◎報告第5号の上程、説明

〇議長(伊藤福章君) 次に、日程第4、報告第5号 繰越明許費繰越計算書の報告についてを上程 いたします。 報告を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

- ○議長(伊藤福章君) 報告の内容の説明を求めます。企画財政課長。
- **〇企画財政課長(小原正彦君)** 報告第5号についてご説明いたします。

3月31日付で専決処分をした下水道特別会計補正予算第6号の繰越明許費について、繰越計算書 を調整したので報告するものでございます。

8ページをごらんになっていただきたいと思います。

1款3項下水道整備事業費の流域下水道建設事業費負担金について、167万2,000円を翌年度に繰り越したものでございます。これは、大曲幹線開削工事及び大曲処理センター工事の工期延長に伴い、流域下水道建設事業費負担金が確定されなかったことによるものでございます。

なお、既収入特定財源につきましては、平成19年度地方債の借り入れによる差額分でございます。以上でございます。

○議長(伊藤福章君) これで、報告第5号の説明が終わりました。

◎報告第6号の上程、報告

〇議長(伊藤福章君) 日程第5、報告第6号 継続費繰越計算書の報告についてを上程いたします。 報告を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

- ○議長(伊藤福章君) 報告の内容の説明を求めます。企画財政課長。
- **〇企画財政課長(小原正彦君)** 報告第6号についてご説明いたします。

平成19年度予算において継続費を設定しておりました六郷中学校校舎大規模改造事業について、 平成19年度分の事業が完了したことによる継続費の計算書を調整しましたので、報告するもので ございます。

10ページをごらんになっていただきたいと思います。

10款3項中学校費、六郷中学校校舎大規模改造事業であります。継続費の総額は2億4,242万5,000円。平成19年度予算計上額は1億63万3,000円で、支出済額が1億63万2,337円、残額が663円となり、663円を翌年度に繰り越しするものであります。以上でございます。

○議長(伊藤福章君) これで、報告第6号の説明が終わりました。

◎承認第1号の上程、説明

○議長(伊藤福章君)日程第6、承認第1号、専決処分事項の承認を求めることについてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

- ○議長(伊藤福章君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。企画財政課長。
- **〇企画財政課長(小原正彦君)** 承認第1号についてご説明いたします。

平成19年度一般会計補正予算第10号について、平成20年3月31日付で専決処分したので、議会に報告し、承認をお願いするものであります。

12ページをごらんいただきたいと思います。

専決処分書でございます。補正予算第10号。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に、それぞれ1億7,391万1,000円を追加し、補正後の総額を121億6,203万5,000円としたものであります。第2条の繰越明許費の補正でありますが、16ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費でございます。6款1項農業費、ほ場整備事業支援事業費につきましては、本堂城回地区圃場整備事業について事業主体である秋田県が本事業を繰り越したことにより1,494万円を翌年度に繰り越すことで繰越明許費を設定したものであります。

同じく8款5項下水道費の合併浄化槽導入促進事業費につきましては、合併浄化槽設置希望者が 計画より少なかったことにより、2,612万4,000円を翌年度に繰り越すことで繰越明許費を設定し たものであります。

次に、第3条の地方債の補正でございますが、17ページをごらんください。

第3表地方債補正でございます。

合併特例債と農業生産基盤整備事業債の借り入れ限度額の補正であります。

合併特例債が、補正前8億6,320万円、補正後8億6,290万円で30万円の減額補正となっておりますが、六郷中学校大規模改造事業の確定による地方債の決定によるものでございます。

農業生産基盤整備事業債。補正前7,120万円、補正後6,440万円、680万円の減額補正であります。 こちらも事業費の確定よる地方債の決定によるものでございます。

次に、補正の概要について説明をいたします。20ページをごらんになっていただきたいと思います。

歳入から順にご説明をいたします。

歳入、2款の地方譲与税から22ページをごらんになっていただきたいと思いますが、10款の交通 安全対策特別交付金までにつきましては、3月定例会以降に国、県からの交付決定があり、額が決 定したことによる補正であります。

なお、22ページをごらんになっていただきたいと思います。

9款の地方交付税でございますが、こちらは特別交付税の決定によるものであり、特別交付税の 額は2億8,505万4,000円となってございます。

20款町債は、2目1節農村整備事業債、6目1節教育施設整備事業債とともに地方債の確定による減額であります。

次に、23ページ、歳出をご説明いたします。

6款1項5目の農村整備費と10款3項1目の学校管理費は、事業費等が確定したことにより地方債が減額になっておりますので、財源の組みかえをしております。

13款2項1目基金費25節積立金は、8,399万9,000円の補正であります。これは、財政調整積立金8,200万円、減債基金に199万9,000円を追加するものであります。これにより財政調整基金は、平成19年度取り崩し分を積み戻したことになり、現在高は9億900万円となります。減債基金は、当初予算の存置1,000円とあわせまして、200万円の積立となり、現在高は2億7,800万円となります。

14款1項予備費は、歳入歳出の残額8,991万2,000円を補正し、翌年度への繰り越し財源としております。以上でございます。

○議長(伊藤福章君) これで、承認第1号の説明が終わりました。

◎承認第2号の上程、説明

○議長(伊藤福章君) 日程第7、承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

- 〇議長(伊藤福章君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。企画財政課長。
- ○企画財政課長(小原正彦君) 承認第2号についてご説明いたします。

平成19年度美郷町下水道特別会計の補正予算第6号を、平成20年3月31日付で専決処分したので、 議会に報告し、承認をお願いするものでございます。 26ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条の繰越明許費の補正でございます。

27ページの第1表繰越明許費をお願いいたします。

1款3項下水道整備事業費の流域下水道建設事業費負担金について、167万2,000円を繰り越しするものであります。これは、大曲幹線開削工事及び大曲処理センター工事の工期延長に伴い、負担金が確定されなかったことによる繰越明許費の設定であります。以上でございます。

○議長(伊藤福章君) これで、承認第2号の説明が終わりました。

◎承認第3号の上程、説明

○議長(伊藤福章君) 日程第8、承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

- ○議長(伊藤福章君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。
- ○総務課長(深澤 廣君) ご説明いたします。

東京都大田区との人事交流により4月1日より職員を1人派遣してございます。大田区との取り決めにより、お互いに派遣した職員の給料や手当などについては、日常業務にかかわる旅費を除き、派遣元、つまり町の職員は町でという意味ですが、派遣元で負担することになります。

今、承認を求めております専決処分をした地域手当ですが、2005年の人事院勧告により都市部を中心とした民間賃金の高い地域に勤務する職員に支給するものでございます。

今般、大田区に派遣した職員に対し、この地域手当の支給が4月から必要となりますので、専決処分をさせていただきました。以上です。

○議長(伊藤福章君) これで、承認第3号の説明が終わりました。

◎承認第4号の上程、説明

○議長(伊藤福章君) 日程第9、承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

- ○議長(伊藤福章君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。企画財政課長。
- **〇企画財政課長(小原正彦君)** 承認第4号についてご説明いたします。

平成20年度一般会計補正予算第1号について、平成20年3月31日付で専決処分したので、議会に報告し、承認をお願いするものでございます。

内容は、さきの先決第5号で説明した一般職の職員の給与条例の一部が改正されたことにより、 所要の経費を追加するものでございます。

34ページをごらんいただきたいと思います。

第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、43万2,000円を追加し、補正後の歳入歳出をそれ ぞれ103億5,976万2,000円としたものであります。

39ページをごらんいただきたいと思います。

歳入でございます。9款1項1目地方交付税により所要の額として43万2,000円を措置しております。

40ページをごらんください。

歳出でございます。2款1項1目3節職員手当に、地域手当として43万2,000円を補正してございま す。以上でございます。

○議長(伊藤福章君) これで、承認第4号の説明が終わりました。

◎承認第5号の上程、説明

○議長(伊藤福章君) 日程第10、承認第5号 専決処分事項の承認を求めることについてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

- ○議長(伊藤福章君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。税務課長。
- ○税務課長(藤原茂夫君) 承認第5号の美郷町税条例の一部を改正する条例について説明いたします。

地方税法等の一部を改正する法律等が平成20年4月30日に公布されたことに伴いまして、美郷町税条例の一部を改正する条例を4月30日、専決第8号で処分しております。

今回の改正では、法人に関するもの、上場株式等に関するものや読みかえ規定に関するものが

大部分を占めておりますので、これらは省略しまして、特に関係のある主な点について説明した いと思います。

議案資料集で説明したいと思います。1ページ目になります。

第19条になります。「納期限後に納付しまたは納入する税金または納入金に係る延滞金」であります。平成21年の10月からは町民税も年金からの特別徴収が行われますが、年金からの特別徴収につきましても納期限後に納入した場合は、延滞金を徴収することになります。

次に、7ページになります。

第33条の7であります。「寄付金税額控除」であります。これは、地方公共団体に対する寄付金制度の見直し、いわゆるふるさと納税の寄付金控除であります。この寄付金は、所得税の寄付金控除の適用対象となる寄付金が該当することになります。5,000円を超える場合、その超える部分について一定の限度額まで所得税とあわせて控除されることになります。20年1月1日以降の寄付金に適用されまして、平成21年度分以降について控除が行われることになります。1項では、前年中に寄付金をした場合、5,000円を超える部分については、所得割の額から6%を控除することになっております。

なお、1号から9ページ中段の12号までありますけれども、これらに掲げている団体の寄付金または、金銭となっております。

次の9ページになります。

2項であります。寄付金の合計額のうち、5,000円を超える金額に、次の1号から3号、これは11ページまでありますけれども、これらの割合を乗じて得た額の5分の3を控除するというものであります。

次に、13ページになります。

一番下の方になりますけれども、第37条「個人の町民税の徴収方法」となっております。ここでは、町民税を年金から特別徴収ができることを追加しております。

次のページの14ページ目になります。

第40条であります。「個人の町民税の納税通知書」、これは年金から特別徴収できなくなった場合は、普通徴収による納入通知書によることとなっております。

次の18ページの第46条の2であります。これは、前年中に公的年金の支払いを受けている年齢65歳以上の者からは、所得割と均等割額の合算額を10月1日から3月31日まで年金給付の際、特別徴収するとなっております。

19ページの1号から3号までありますけれども、これは特別徴収とならないものを記載しております。1月1日現在住所を有していない者、年金額が18万円未満の者、あるいは特別徴収税額が年金給付の額を超えている場合は、年金から特別徴収されないことになっております。

19ページの2項では、公的年金等に係る所得及び給与所得以外の所得がある場合は、所得割額を特別徴収額に加算して徴収することになります。

3項では、新たに特別徴収となった場合、9月30日までは普通徴収、つまり普通の納付書で徴収 することになります。

次の20ページになります。第46条の3「特別徴収義務者」です。

特別徴収義務者とは、老齢年金等給付する機関、いわゆる社会保険庁、地方公務員共済組合等があります。これらは年金保険者といいます。

第46条の4であります。年金保険者は、特別徴収した徴収税額を翌月10日まで市町村に納入することになります。徴収税額の納入は、支払いの回数ごとの額となっております。

次に、22ページになります。

第46条の6であります。ここでは、年金特別徴収の方法によって徴収ができなくなった場合は、 普通徴収で徴収することになっております。また、特別徴収されなくなった年金所得者について、 納入された特別徴収税額が徴収税額を超えた場合は、未納徴収金がある場合はそれに充当するこ とができるとなっております。

今回の年金からの特別徴収は平成21年10月から開始しますが、平成21年度は制度創設時のため、6月分と8月分は普通徴収で行いまして、10月から翌年の3月までは年金からの本徴収ということになります。平成22年度以降からは、4月、6月、8月は仮の特別徴収を行いまして、10月から翌年の3月までは特別徴収の本徴収ということになります。

次に、31ページになります。

第5条の4であります。「寄付金税額控除における特例控除額の特例」であります。

これは、地方公共団体以外、2カ所以上の寄付金も含めまして控除対象寄付金の合計額に対する 控除の特例であります。それぞれ1号から5号までが適用割合となりますが、特別控除額の上限は 個人住民税所得割の10%を限度としております。

次に、36ページになります。

7項です。これは、第8条の2の7項であります。新築住宅等に対する固定資産税の減額を受けようとする者がすべき申告ですけれども、ここの7項では、既存住宅において一定の省エネ改修工事

を行った場合、翌年度の固定資産税を3分の1減額するものであります。平成20年1月1日現在ある住宅で、平成20年4月1日から平成22年の3月31日まで改修工事が行われたものが対象となります。 1戸当たりが120平方メートル相当分まで、工事費用が30万円以上のもので、その改修した部分が省エネ基準に適合するものとなっております。

37ページ以降は、主に上場株式関係、あるいは短期、長期譲渡所得関係、条約適応関係ですので、説明は省略いたします。

次に、議案に戻っていただきまして、67ページの一番下の方であります。附則の第1条として、この条例は交付の日から施行することとなっております。ただし、次の各号の規定は、各号に定めた日から施行することとなっております。以上です。

○議長(伊藤福章君) これで、承認第5号の説明が終わりました。

◎議案第45号の上程、説明

○議長(伊藤福章君) 日程第11、議案第45号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

- ○議長(伊藤福章君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。町長。
- ○町長(松田知己君) 議案第45号の人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてですが、 髙橋氏は、人格、識見が高いとともに、現在の任期中において人権擁護活動に積極的に取り組ん でおり、今後も活発な活動が期待されますので、委員候補として法務大臣に推薦したく、人権擁 護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものです。よろしくお願い申し上げま す。
- ○議長(伊藤福章君) これで、議案第45号の説明が終わりました。

◎議案第46号の上程、説明

○議長(伊藤福章君) 日程第12、議案第46号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

- ○議長(伊藤福章君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。町長。
- ○町長(松田知己君) 議案第46号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてですが、 戸沢氏は、人格、識見が高いとともに、人権擁護に深い理解をお持ちですので、これまでの経歴 等もかんがみ、委員候補として法務大臣に推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づ き、議会の意見を求めるものです。よろしくご審議お願い申し上げます。
- ○議長(伊藤福章君) これで、議案第46号の説明が終わりました。

◎議案第47号の上程、説明

○議長(伊藤福章君) 日程第13、議案第47号 秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

- ○議長(伊藤福章君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。
- ○総務課長(深澤 廣君) ご説明いたします。

組合の構成団体の一つであります大潟地区衛生処理組合が、平成20年3月31日に解散したため、 構成団体から削除する必要があり、規約を変更するものでございます。

規約変更の協議については議会の議決が必要ですので、提案するものでございます。以上です。

○議長(伊藤福章君) これで、議案第47号の説明が終わりました。

◎議案第48号の上程、説明

○議長(伊藤福章君) 日程第14、議案第48号 美郷町ふるさと美郷応援寄付条例の制定についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

- ○議長(伊藤福章君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。企画財政課長。
- **〇企画財政課長(小原正彦君)** 議案48号について、ご説明いたします。

いわゆるふるさと納税制度がスタートしたことにより、その寄付金の使途、それから管理の方

法について定めるために提案するものでございます。

86ページをごらんいただきたいと思います。

美郷町ふるさと美郷応援寄付条例(案)でございます。

第1条は、目的について規定しております。美郷町のまちづくりを応援する個人または団体から 寄付を募り、魅力あるふるさとづくりに資することを目的としております。

第2条は、対象事業について規定しております。美郷町では、次代を担う子供たちの力みなぎる 育成を目指し、児童生徒の教育の充実に関する事業を対象としております。

第3条は、受け入れた寄付を適正有効に活用するために、ふるさと美郷子ども育成基金を設置することを規定しております。

第4条は、基金の積み立てについて、寄付金を財源として、予算で積み立てる旨を規定しております。

第5条、第6条、第7条につきましては、基金の管理方法、運用方法について、それぞれ規定して おります。

第8条は、基金の処分について、第2条で規定する事業に充当するための処分、活用について規 定しております。

この条例は、公布の日から施行するとなってございます。以上でございます。

○議長(伊藤福章君) これで、議案第48号の説明が終わりました。

◎議案第49号の上程、説明

○議長(伊藤福章君) 日程第15、議案第49号 美郷町もとだて児童館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

- **〇議長(伊藤福章君)** 提案理由並びに内容の説明を求めます。福祉保健課長。
- ○福祉保健課長(辻 一志君) 議案49号について、ご説明いたします。

児童館の適正かつ円滑な運営を図るため、条例の規定に基づいて児童館運営委員会を設置しておりますが、条例に委員の任期及び定数の定めがないため、提案理由のとおり児童館運営委員の定数及び任期を定めるものでございます。

議案集の90ページをお願いいたします。

定数は、現在の運営委員を基本に12人以内。また、委員の任期ですけれども、福祉保健課関係の他の協議会や委員会の任期と同様2年としております。

なお、運営委員には、主任児童委員、放課後児童クラブ指導員、未就園児事業の指導員、それから、児童館の所在の地域の代表者など、実際に児童館を利用している方々をお願いし、それぞれの立場からご意見を伺いして児童館運営の参考とさせていただいております。以上です。

○議長(伊藤福章君) これで、議案第49号の説明が終わりました。

◎議案第50号の上程、説明

〇議長(伊藤福章君) 日程第16、議案第50号 美郷町健康づくり推進協議会設置条例の一部改正 についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

- ○議長(伊藤福章君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。福祉保健課長。
- ○福祉保健課長(辻 一志君) 議案第50号についてご説明いたします。

議案集では92ページになっておりますが、資料集の83ページの方をごらん願いたいと思います。 新旧対照表によりご説明いたします。

健康づくり推進協議会は、国民健康づくり対策として各市町村に設置された協議会で、住民の 健康生活の向上を図るため、住民参加による各種の保健衛生事業を推進していくことを目的とし ております。

現在の町の条例では、旧条例の第5条のとおり具体的に団体名を列記し、その会長や代表者を委嘱するとして定数の規定がございませんでしたので、今回の改正により改正条例第4条のとおり定数を14名とし、委員は医療関係のほかに公衆衛生、社会福祉、社会教育関係団体代表、関係行政機関、その他として状況に応じて柔軟に委嘱できるよう改正するとともに、委員の任期の条を第5条として新たに設け、任期は現行どおり2年としてその他の条文を整理しております。以上でございます。

○議長(伊藤福章君) これで、議案第50号の説明が終わりました。

◎議案第51号の上程、説明

○議長(伊藤福章君) 日程第17、議案第51号 美郷町国民健康保険条例の一部改正についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

- ○議長(伊藤福章君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。福祉保健課長。
- ○福祉保健課長(辻 一志君) 議案第51号についてご説明いたします。

議案書の94ページをお願いいたします。

第2条の改正ですが、第2条は国民健康保険運営協議会の委員の定数を定めた条文でございます。 町で制定している他の協議会や委員会等の設置条例と整合性を図るため、現在被保険者代表委員、 保健医等を代表する委員、広域を代表する委員、「それぞれ3人」としている定数を「3人以内」と 改正するものでございます。

なお、施行期日ですが、現在の委員の任期がことしの10月31日であることから、翌日の11月1日 から施行するものでございます。以上です。

○議長(伊藤福章君) これで、議案第51号の説明が終わりました。

◎議案第52号の上程、説明

○議長(伊藤福章君) 日程第18、議案第52号 美郷町国民健康保険税条例の一部改正についてを 上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

- ○議長(伊藤福章君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。税務課長。
- ○税務課長(藤原茂夫君) 議案第52号、美郷町国民健康保険税条例の一部改正について説明いたします。

先ほどの町税条例の一部改正と同様に、地方税法等の一部を改正する法律等が平成20年4月30日 に公布されたことに伴いまして、美郷町国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

今回の改正は、後期高齢者医療制度の創設によりまして、後期高齢者支援金が導入されたこと、 また、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額が引き下げられたものと、健康保険税の税 率の改正であります。介護保険料につきましては、変更なくこれまでと同様であります。

議案資料集で説明いたします。59ページになります。

第4条であります。課税額であります。国民健康保険税に後期高齢者支援金を含めて徴収することになります。2項では、医療分の課税額が56万円から47万円に引き下げられております。

次の60ページになります。

3項では、後期高齢者支援金等の課税額が12万円としております。

第5条では、国民健康保険の被保険者にかかる所得割額ですけれども、100分の7.4から100分の5.3を乗じた額。第6条の資産割額では、100分の31.2から100分の22.2を乗じた額。第7条の被保険者均等割額では、1人当たり2万3,100円から1万7,600円に引き下げております。

第7条の2、世帯別平等割額ですけれども、現行では1世帯当り2万1,700円となっておりますが、 改正では世帯別平等割額は1号の特定世帯以外の世帯、これは一般の国保世帯のことです。それと 2号の特定世帯。これは、制度上後期高齢者等と別れて国保上単身世帯となった世帯のことをいい ます。この二つに分類されております。1号の特定世帯以外の世帯では平等割額が1万7,000円、2 号の特定世帯では8,500円となっております。

第8条では、これは後期高齢者支援金と課税額の所得割額です。この第8条から後期高齢者への 支援金等の課税額となっております。後期高齢者支援金等の所得割額は100分の1.9を乗じた額と なっております。

次のページになります。

第9条です。これも後期高齢者支援金等の資産割額です。資産割額は100分の9を乗じた額。

第9条の2では、後期高齢者支援金等課税額の均等割額です。これは、1人つき6,000円。

第9条の3の後期高齢者支援金等の世帯別平等割額は、1号の特定世帯以外の世帯では5,700円。2 号の特定世帯では2,850円となっております。これによって計算しますと、平均で1世帯当りが13 万2,177円。平成19年度と比較しますと9,149円がマイナスとなっております。1人当たりでは6万 3,964円で、これも平成19年度との比較ではマイナスの759円となります。

次に、67ページをお願いします。

67ページの第25条であります。国民健康保険税の減額であります。ここでは、医療分では47万円を超えた場合は47万円。後期高齢者支援金等課税額は12万円を超えた場合は12万円となっております。

それと1号です。(1) となっておりますけれども、1号です。これは、7割軽減規定であります。 アの医療分の均等割が1万6,170円から1万2,320円に引き下げております。イの世帯別平等割では、現行では1世帯当り1万5,190円でしたが、特定世帯以外の世帯では1万1,900円、特定世帯では 5,950円となっております。

次のウからですけれども、68ページにかけてであります。

後期高齢者支援金等の均等割額、1人について4,200円。後期高齢者支援金等世帯別平等割額では、特定世帯以外の世帯では3,990円。特定世帯では1,995円となっております。

2号では、5割軽減規定となっております。

69ページの3号。これは、2割軽減規定であります。それぞれ医療分の均等割額、現行の世帯別平等割額、そして、後期高齢者支援金等の均等割額、世帯別平等割がそれぞれ記載されているとおりになります。

次に、71ページです。第28条であります。国民健康保険税の減免。これは3号であります。後期 高齢者医療制度に移行することによって、65歳以上の被扶養者が国保に移動してきた場合の2年間 の減免措置であります。

次の72ページになります。

現行の6項から75ページの9項までは、平成18年度、平成19年度のそれぞれ国民健康保険税の減額の特例あるいは算定の特例のため、削除しております。

75ページ以降は条文の整備ですので、省略いたします。

次に、議案に戻っていただきまして、102ページとなります。

附則であります。第1条の施行期日ですけれども、この条例は公布の日から施行することとなっております。以上であります。

○議長(伊藤福章君) これで、議案第52号の説明が終わりました。

◎議案第53号の上程、説明

○議長(伊藤福章君) 日程第19、議案第53号 美郷町千畑複合温泉施設の設置及び管理に関する 条令の一部改正についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

- 〇議長(伊藤福章君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。商工観光課長。
- **○商工観光交流課長**(小林宏和君) ご説明いたします。

千畑保養所につきましてですが、施設全体に大規模修繕が発生したこと。それから、温泉のあり方といたしまして廃止を検討する旨方向づけされていること。それから、これらがかねてから

の懸案事項であったことを踏まえまして、このたび廃止いたしたく条例の一部改正を提案するも のでございます。

次のページをお願いいたします。

改正内容でございますが、第2条におきましては名称及び位置、第4条は施設概要、別表の1は利用時間、別表の2は利用料金でございますが、保養所に関する記述を削除するものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。以上でございます。

○議長(伊藤福章君) これで、議案第53号の説明が終わりました。

◎議案第54号の上程、説明

○議長(伊藤福章君) 日程第20、議案第54号 美郷町農業委員会の選任による委員の議会推薦委員に関する定数条例の一部改正についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

- ○議長(伊藤福章君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。
- ○総務課長(深澤 廣君) ご説明いたします。

議会選出の農業委員の定数は3人となってございますが、「3人」とあるのを「3人以内」と改正 したいというものでございます。これは、条例や規則で規定する委員の定数に「以内」とあるも の、定数の定めのないもの等、統一されておらない状況にございますので、整合性を図る必要が あるために改正するものでございます。以上です。

○議長(伊藤福章君) これで、議案第54号の説明が終わりました。

これにて10分間休憩します。

(午前10時53分)

○議長(伊藤福章君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

(午前11時03分)

◎議案第55号の上程、説明

○議長(伊藤福章君) 日程第21、議案第55号 平成20年度美郷町一般会計補正予算第2号を上程い

たします。

議案を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

- ○議長(伊藤福章君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長から順次説明願います。
- ○総務課長(深澤 廣君) それでは、総務課から最初にご説明させていただきます。

114ページ、お願いいたします。

歳入をご説明いたします。13款2項7目1節の既存住民基本台帳電算処理システム改修費交付金で ございますが、これは、来年5月から裁判員制度が始まりますが、町でも候補予定者を無作為に抽 出して裁判所に届けなければなりません。その無作為抽出をするためにシステムを改修しなけれ ばなりませんので、それに要する経費です。

- ○幼児教育課長(澁谷陽嗣君) 続いて、14款2項2目3節のすこやか子育て支援事業費補助金については、本年4月2日以降の出生児に対する乳児養育支援金制度が廃止されたことに伴っての減額でございます。
- 〇農政課長(照井智則君) 同じく、4目2節農業振興費補助金でございますけれども、夢プラン応援事業の県の事業費枠の増加によるもので、税抜き事業費で2,756万4,000円、補助率3分の1で計上しております。
- ○学務課長(高橋 薫君) ドリーム体験チャレンジプロジェクト補助金でございますけれども、 これは学校交流事業にあります中央講師による学習講座を行いますので、それに対する県補助金 でございます。
- **〇住民生活課長(髙橋 潔君)** 3項1目1節の人権啓発活動地方委託金でありますが、小学生による 花の育成を通して命の大切さや思いやりを育てる事業であります。これは、千屋小学校で実施い たします。
- ○税務課長(藤原茂夫君) 次の2節の税務総務費委託金であります。これは後で歳出にも出てきますが、税源移譲では町県民税を増額しまして所得税を減額する仕組みとなっておりましたが、所得の減少等で所得税がかからなくなった場合、町県民税の増額分を所得税から減額することができなくなってしまいます。結果的に町県民税の増額分だけ税金の負担がふえることになります。このような場合、平成19年度分の町県民税を税源移譲前の水準まで減額して、負担が変わらないように特例措置されていたもので、県税分の還付金を取扱交付金として交付されるものであります。

- ○社会教育課長(泉谷隆雄君) 7目1節埋蔵文化財発掘調査委託金でございますが、こちらは本堂城回地区経営体育成基盤整備事業に伴う県からの調査委託金でございます。当初予算時点では、約4,000平米分の調査費用を計上してございましたが、その後の調査と県教育委員会との協議によりまして、さらに3,000平米の発掘調査が必要となりました。これに伴いまして、事業費で800万円追加する必要がございますので今回補正をお願いするものでございます。800万円のうち9割が県から支出される委託金でございます。
- ○学務課長(高橋 薫君) 同じく2節の都市農村漁村子ども交流事業委託金でございますけれども、これは県単事業であります都市と農村との子ども交流事業といたしまして、千屋小学校が委託を受けたものでございます。詳細につきましては歳出で説明させていただきます。
- **〇企画財政課長(小原正彦君)** 次に、18款1項1目1節繰越金でございます。前年度繰越金としまして5,012万8,000円の補正でございます。現在、決算を取りまとめ作業中でございますけれども、 平成19年度決算、およそ4億7,000万円程度の繰り越しとなる見込みでございます。
- ○総務課長(深澤 廣君) 19款5項5目1節の宝くじコミュニティ事業助成金でございますが、これは宝くじの売上金を原資とした助成金で、約290万円ほどの要望に対し250万円の助成となりました。使い道につきましては歳出でご説明いたします。

次の116ページをお願いいたします。

歳出をご説明いたします。

歳出全般にわたり2節、3節、4節につきましては、4月の人事異動に伴う人件費の調整でございますので、説明は省略させていただきます。

1款1項1目9節の費用弁償の減額でございますが、これは3月定例会で議決されたもので、本会議及び常任委員会の出席に対する費用弁償の削減分でございます。

その下の11節修繕料でございますが、今行っている議場での議事状況は、各庁舎のモニターテレビで放映されておりますが、議場の音量とモニターテレビの音量は同じつまみで操作してございます。つまみが一つのため議場とモニターテレビの音量のバランスがとれず、片方が適正であっても、片方が低かったりと非常に不具合になるために音量つまみを別々に設定したいということでございます。

次に、2款1項1目4節の三つ目の労災保険料でございますが、これは臨時雇用しております職員の労災保険料に不足が見込まれますので、雇用保険料と組みかえするものでございます。

次のページの15節と18節は、宝くじの助成事業でございます。15節の遊具設置工事は、すべり

台の設置で、場所は旧仙南村金沢西根地区の谷地中公園、それから六郷中央公園となります。18 節のレクリエーション用具は、丸い卓球台など8種類の購入で、集落や子供会等へ貸し出しすることになります。

11節の需要費ですが、宝くじの助成の場合は宝くじの助成ということがわかるように物品にシールをはり、公園内には看板を設置することが義務づけられておりますので、それに要する経費でございます。

それから、13節の委託料ですが、これは裁判員制度に伴うシステムの改修に要する経費でございます。

○総合サービス課長(草薙正子君) 12節ですが、通信運搬費6万4,000円の減額です。これは、千畑庁舎の電話料の減額です。警備保障用の電話回線を庁舎と保健センター、それぞれ1本ずつの2本使用しておりますが、それを1本に改修することによって安くなるものです。

118ページ、お願いいたします。

11節需用費120万8,000円、燃料費67万9,000円ですが、これは公用車のガソリン代です。各課専用で使用していた車のうち6台がどこの課でも使用できように総合サービス課に所管がえになりました。その6台分のガソリン代です。それから、修繕料46万8,000円。これの内訳は、千畑庁舎外壁の修繕です。亀裂に雨水が入ってエフロが付着しております。そのエフロを除去し、防水、塗装するもので29万8,000円。もう一つは、千畑庁舎の警備保障用の電話回線を1本に改修するもので17万円。あわせて46万9,000円です。その下の管理用消耗品費ですが、6万1,000円。これは公用車の冬夕イヤ4本分です。

それから、13節警備保障委託料21万3,000円ですが、現在保健センターと庁舎それぞれ警備保障 委託料を支払っておりますが、回線を1本にして、一括して支払うための補正です。保健センター 分は4款で減額しております。

14節車両借上料41万6,000円ですが、これは商工観光課でリース契約していた車が、4月から総合サービス課に所管がえになりましたので、その1台分リース料です。

- **〇企画財政課長(小原正彦君)** 6目企画費でございます。8節報償費、11節需要費、いずれもふるさ と納税に伴う記念品とパンフレットの印刷代でございます。
- ○税務課長(藤原茂夫君) 119ページになります。

2項2目賦課徴収費であります。11節の需要費につきましては、公用車配置がえによります燃料 費の減額であります。23節の償還金利子及び割引料ですけれども、これは先ほど歳入で説明しま したけれども、税源移譲によって町県民税が増額となって、所得税分が減額できなくなった場合 の特例措置として町県民税分の還付金であります。対象者は1,023人となっております。

- **○住民生活課長(髙橋 潔君)** 3項1目11節と16節ですが、これは先ほど歳入で説明しました人権 啓発活動に要する経費でございます。11節は啓発シールの印刷代、16節は花の苗で千屋小学校で 実施することになります。
- ○福祉保健課長(辻 一志君) 120ページをお願いいたします。

3款1項1目20節の扶助費でございますが、ことし4月からごみ袋の有料化が始まりましたが、紙おむつを使用する乳幼児や寝たきり等で介護が必要な方のいる世帯の経済的負担を軽減するため、今年度に限り燃やせるごみ袋を支給するものでございます。この事業の対象者は、平成19年4月1日から平成21年3月31日までに生まれた乳幼児のいる世帯及び町で行っている介護用品給付事業の対象世帯で、支給枚数は1人につき20枚を予定してございます。対象者といたしまして、乳幼児310名、介護用品給付対象者230名、合計で540名を見込んでおります。

次に、3目高齢者福祉費の21節高齢者住宅整備資金の貸付金でございます。これについては、1 件の申込みがございましたので、このたび補正をお願いするものでございます。

4目医療給付費の13節の委託料でございますが、医療や介護給付の適正化のため、医療情報と介護情報を突合するシステムを構築して、各町村における利用サービスの妥当性などを把握するために、現在介護保険事務所のシステムと連携しております住器情報、税情報に加え、国保の資格情報と後期高齢者の被保険者情報を追加して、医療等の請求事務を管理する国保連合会に情報を提供するためのシステム改修でございます。そのほか、国保連合会のシステム仕様に変更があり、国保の移動連絡システムに機能の追加が必要となったため、改修する費用でございます。

○幼児教育課長(澁谷陽嗣君) 2項4目でございます。121ページ。11節の修繕料は、保育園の遊具 3基にかかわるものです。続く12節は、遊具の撤去費用になります。次の15節は、六郷保育園の圧 カタンクのアスベスト除去後に代替保温材を施工するものです。

続いて5目でございますが、これは先ほど歳入での説明のとおり、県補助金の減額よる財源補正 を伴っております。7節の臨時指導員賃金ですが、放課後児童クラブの指導時間の増に伴うもので す。

○福祉保健課長(辻 一志君) 122ページをお願いいたします。

11節、13節の補正でございますが、先ほど総合サービス課長から説明がありましたとおり、11節の燃料費は、福祉保健課で管理していた公用車を総務サービス課に配置がえしたことに伴う減額

でございます。また、13節の委託料ですが、千畑保健センターの警備保障の電話回線を千畑庁舎 に1本化することにより経費の節減を図るものでございます。

○住民生活課長(髙橋 潔君) 3目11節ですが、ごみの不法投棄監視人が使用する経費でございます。

次に、2項1目11節ですが、指定ごみ袋を保管する保管庫の製品を保護するための所要の経費で ございます。

○農政課長(照井智則君) 次に、123ページをお願いたします。

6款1項2目11節でございますけれども、これは公用車の所管がえに伴う燃料費の減額でございます。

- 〇総合サービス課長(草薙正子君) 3目7節事務補助員賃金71万円ですが、これはふれあいセンターの分です。平成19年度までは職員1人と臨時職員2人で管理しておりましたが、平成20年度からは臨時職員3人で交代で管理しております。2人分は当初予算措置しておりますので、今回1人分の補正です。
- 〇農政課長(照井智則君) 同じく3目11節でございますけれども、ニテコ名水庵のエアコンの修繕 及び仏沢公園の遊具の修繕及び撤去のための経費でございます。また、19節の負担金ですけれど も、秋田県グリーンツーリズム推進協議会への加入負担金と夢プラン応援事業の雌牛導入事業と 稲作機械への事業費枠の拡大に対応するための経費でございます。

4目15節でございます。 堆肥センター西側に隣接する沢ののり面の保護工事に要する経費でございます。

次に、5目13節でございますけれども、羽貫谷地地区のほ場整備採択年次が早まったため、採択 に必要な促進計画作成業務に要する経費でございます。同じく15節、金沢ダム堤体の防護柵が積 雪等により破損し危険なため、ガードパイプ358メートルの補修に要する経費でございます。

124ページをお願いいたします。

同じく19節、羽貫谷地地区のほ圃場整備採択に必要な調査設計の事業量の増加に伴う負担金で、 負担割合は国、県が70%、町が30%分で計上してございます。

- ○商工観光交流課長(小林宏和君) 125ページ、一番上ですが、7款1項3目観光費、雁の里山本公園のキャンプ施設の貸出業務の効率化を図るため券売機を導入するものでございまして、12節は券売機の調整手数料、14節は券売機の借上料となってございます。
- ○学務課長(高橋 薫君) 127ページをお願いいたします。

10款1項3目教育助成費の19節補助金ですが、千屋小学校と東京都港区の御田小学校との間で学校間交流を行っており、この交流が県単事業である都市農村漁村子ども交流事業のモデル事業として県より委託を受けたものであります。児童及び引率者の交通費、宿泊費、活動費等こういう交流事業の補助金として千屋小学校に補助するものでございます。

次に、2項1目学校管理費の11節修繕料でありますが、小学校7校の遊具安全点検を実施し、指摘を受けました部分を修繕するものと、仙南東小学校のカーテンの補修、仙南西小学校の電話交換機の不具合に伴う修繕料であります。13節委託料ですが、六郷東根小学校と仙南東小学校の樹木の老木化に伴いまして伐採を委託するものでございます。15節の工事請負費ですが、仙南東小学校水飲み場流し台の塗装がはがれておりまして、これを改修する工事でございます。

〇幼児教育課長(澁谷陽嗣君) 128ページをお願いします。

4項1目です。11節の修繕料ですが、これは幼稚園の遊具5基の修繕にかかわるものです。

○社会教育課長(泉谷隆雄君) 5項1目社会教育総務費でございますが、120ページ、11節はコピー 代金の組みかえでございます。一番下の34万8,000円との組みかえでございます。

2目図書館費の賃金でございますが、4月の人事異動におきまして社会教育施設の職員の配置数が変わってございます。これに伴いまして、仙南図書室につきましては、毎日ではございませんが、必要に応じて臨時職員を補充する必要がございますので、補正をお願いするものでございます。

3目文化財保護費でございますが、本堂城回地区は場整備に伴う埋蔵文化財発掘調査費でございます。4節、7節は、発掘調査員の人件費でございます。11節も調査にかかわる経費でございますが、印刷製本費の70万円の減額につきましては、当初調査報告書を発行する予定でございましたが、面積増に伴いまして次年度へ持ち越しするため減額するものでございます。12節は現場でのくみ取り料でございます。13節は重機による調査委託料、出土品のトレース、分析委託料、さらには発掘現場の測量委託でございます。14節はカメラとコンテナハウスのリース料でございます。15節はコンテナハウスの設置場所の造成、撤去工事費でございます。

4目社会教育施設費でございますが、修繕料は郷土資料館の外壁の修繕と坂本東嶽邸の倉の扉の 修繕が主なものでございます。

次のページ。12節は仙南公民館冷房設備の室外機の清掃のための経費でございます。

6項2目の保健体育施設費でございますが、7節賃金におきましては、リリオスの職員の配置数も 見直されてございます。いろいろとやり繰りをして頑張っているところでありますけれども、利 用頻度も高まってございますので、臨時職員の補充が必要となったため、補正をお願いするものでございます。11節の燃料費は公用車のガソリンの減額分でございます。修繕料は、六郷プールの水道管の修理でございます。

○議長(伊藤福章君) これで、議案第55号の説明が終わりました。

◎議案第56号の上程、説明

〇議長(伊藤福章君) 日程第22、議案第56号 平成20年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算 第1号を上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

- 〇議長(伊藤福章君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。
- **〇建設課長(鈴木 隆君)** 議案第56号、簡易水道事業特別会計についてご説明いたします。

137ページ、歳出をお願いいたします。

1款1項1目19節の負担金補助及び交付金でございますが、これまでは簡易水道事業の完了地区におきまして新たに水道を引き込む場合、町道への敷設工事など全て自己負担でございました。しかし、簡易水道の普及、加入促進を図るため、今後完了地域の給水区域において新たに水道を引き込む場合、本管から分岐し、宅地までの敷設延長が10メートルを超える部分につきまして、工事費の3分の1、上限を30万円といたしまして簡易水道遠距離給水管敷設工事補助金として補助するものでございます。今回、今後の補助申請を想定いたしまして30万円の補正をお願いするものでございます。

3節、4節につきましては、人件費の精査によるものです。また、これらの財源として予備費を 充てるものでございます。以上でございます。

○議長(伊藤福章君) これで、議案第56号の説明が終わりました。

◎議案第57号の上程、説明

○議長(伊藤福章君) 日程第23、議案第57号 平成20年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第1 号を上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

- 〇議長(伊藤福章君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。
- ○建設課長(鈴木 隆君) 議案第57号につきまして説明いたします。

下水道事業特別会計の補正につきましては、人事異動によります人件費の補正でございます。以上でございます。

○議長(伊藤福章君) これで、議案第57号の説明が終わりました。

◎議案第58号の上程、説明

○議長(伊藤福章君) 日程第24、議案第58号 平成20年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正 予算第1号を上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

- ○議長(伊藤福章君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。
- **〇建設課長(鈴木 隆君)** 議案第58号についてご説明いたします。

農業集落排水事業特別会計の補正につきましては、人件費の精査によるものでございます。以上でございます。

○議長(伊藤福章君) これで、議案第58号の説明が終わりました

◎散会の宣告

○議長(伊藤福章君) 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

ご苦労さまでした。

(午前11時31分)